

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社第四北越銀行 取締役頭取 殖栗 道郎
【住所又は本店所在地】	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
【報告義務発生日】	令和6年9月20日
【提出日】	令和6年9月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社キタック
証券コード	4707
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 スタンダード市場

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社第四北越銀行
住所又は本店所在地	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	1876年9月4日
代表者氏名	殖栗 道郎
代表者役職	取締役頭取
事業内容	銀行業

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社第四北越銀行 総合企画部 鈴木 健太
電話番号	025-229-8121

#### (2)【保有目的】

政策投資目的での保有
------------

#### (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

#### (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

##### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)		228,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	228,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			228,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年7月20日現在)	V	5,969,024
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.83
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		4.66

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年7月23日	普通株式	1,500	0.03	市場内	処分	
令和6年7月24日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年7月26日	普通株式	1,500	0.03	市場内	処分	
令和6年7月29日	普通株式	7,000	0.12	市場内	処分	
令和6年7月31日	普通株式	600	0.01	市場内	処分	
令和6年8月13日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年8月14日	普通株式	2,000	0.03	市場内	処分	
令和6年8月15日	普通株式	3,000	0.05	市場内	処分	

令和6年8月16日	普通株式	3,000	0.05	市場内	処分	
令和6年8月19日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年8月20日	普通株式	5,000	0.08	市場内	処分	
令和6年8月22日	普通株式	3,000	0.05	市場内	処分	
令和6年8月23日	普通株式	8,000	0.13	市場内	処分	
令和6年9月20日	普通株式	8,000	0.13	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	147,632
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	147,632

「自己資金額(W)」は、処分前の1株当たりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株数を乗じた額を、当該処分前の取得資金合計から差し引く方法により計算しております。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当なし		

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	第四ジェーシーピーカード株式会社
住所又は本店所在地	新潟県新潟市中央区東大通二丁目1番18号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和57年11月12日
代表者氏名	坂井 克敏
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	クレジットカード事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	第四ジェーシーピーカード株式会社 常務取締役 古泉 亮一
電話番号	025-250-1550

(2) 【保有目的】

政策投資目的での保有
------------

(3) 【重要提案行為等】

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	67,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 67,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		67,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和6年7月20日現在）	V	5,969,024
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		1.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.44

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年7月23日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年8月13日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年8月15日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年8月16日	普通株式	1,000	0.02	市場内	処分	
令和6年8月19日	普通株式	2,000	0.03	市場内	処分	
令和6年8月21日	普通株式	2,000	0.03	市場内	処分	
令和6年8月22日	普通株式	1,700	0.03	市場内	処分	
令和6年8月23日	普通株式	4,300	0.07	市場内	処分	
令和6年9月20日	普通株式	3,000	0.05	市場内	処分	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	14,627
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（ $W+X+Y$ ）	14,627

「自己資金額（W）」は、処分前の1株当たりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に処分した株数を乗じた額を、当該処分前の取得資金合計から差し引く方法により計算しております。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当なし		

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社第四北越銀行
- (2) 第四ジェーシーピーカード株式会社

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	295,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 295,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		295,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和6年7月20日現在)	V	5,969,024
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.10

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社第四北越銀行	228,900	3.83
第四ジェーシービーカード株式会社	67,000	1.12
合計	295,900	4.96